



令和7年5月1日

トピックス ～ 交際費課税 ～

令和6年度の税制改正で、交際費等の範囲から除かれる飲食費の金額基準について、令和6年4月1日以後支出する金額が5,000円から10,000円に引き上げられました。

今号では、交際費課税の留意点についてお伝えします。詳しくは当事務所にお尋ねください。

交際費等

令和9年3月31までの間に開始する事業年度において支出する交際費等の額は、原則として、損金不算入になります。

但し、当該適用年度終了の日における資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（大法人による完全支配関係がある普通法人等を除く）については、年800万円（定額控除限度額）までの金額は損金の額に算入されます。

交際費等の範囲

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のあるもの等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為を言います。

但し、「飲食費」については一定の事項を記載した書類を保存することを要件に、1人当たり**10,000円以下**（改正前は5,000円以下）の金額は交際費等から除かれます（以下10,000円基準という）。なお、10,000円を超えた場合は、超えた部分だけではなく、その全額が交際費等になります。

この10,000円基準の対象となるのは「飲食代」だけであって、送迎にかかる費用などは対象外となります。例えば得意先を接待するために飲食店に飲食代として1人当り6,000円と、送迎のためのタクシー代3,000円、合計9,000円を自社が全額負担した場合、飲食代としてその全額を損金算入するのは誤りで、飲食代6,000円のみが10,000円以下の飲食代として損金の額に算入することができ、3,000円は交際費となります。

飲食代になるもの、ならないものの例示は以下の通りです。

飲食代になるもの	・ テーブルチャージ料、サービス料、飲食等のために支払う会場費など
	・ 利用した飲食店でお土産を持ち帰る場合は、そのお土産代
	・ 得意先への弁当の差入代など
飲食代にならないもの	・ 接待の送迎にかかるタクシー代などの交通費等
	・ 接待ゴルフや旅行、観劇などにもなう飲食代（別に単独で行われる場合を除く）

(注)

- ・ 2次会があったときは、別々の飲食店を利用するなど、1次会と2次会が別々のものであれば、それぞれ1万円以下かどうかで判定できます。
- ・ 社内での飲み会等は1万円以下であっても、1万円基準の対象外です。ただし、福利厚生費や会議費等に該当する場合は、交際費課税の対象になりません。
- ・ 中小法人については、接待飲食費の額の50%相当額か定額控除限度額までのいずれかを事業年度ごとに選択して損金の額に算入できます。
- ・ 1万円以下の判定は、適用している経理方式が「税抜経理方式」か「税込経理方式」かによって、判定対象額が異なります。

春から初夏に移り変わり、さわやかな風が吹きわたっております。北海道では桜が満開のようですが、チューリップ、ハナミズキ、ツツジ、シャクナゲ等、この季節ならではの色とりどりの花々が、我が家の庭でも競い合って咲いております。飛び石のゴールデンウイーク故に、時々仕事をして、程よく休暇を満喫するといった塩梅です。10連休にして海外旅行を楽しむという選択肢が無きにしても非ずでしたが、無理せず自宅でのんびりと過ごすことにしております。(去年は、思い切ってクルーズ旅行をしていましたが。) もっとも「和奏・遼真通信」コーナーでも触れるように、連休明けの翌週に東京へ行くことにしております。税理士会の役職から解放されて以降、東京行きは年に一度あるか無いかになっており久方ぶりの上京です。世田谷区内に住んでいる次女の自宅周辺の変貌ぶりを見るのも楽しみです。隣地の独り住まいだった大きな敷地も相続があり、納税資金対策でしょうか、売り払われてあつという間に数軒の建売住宅になっているようです。共有名義のため、愛知県に住んでいる小生の自宅にまで、不動産業者から売却依頼のチラシが頻繁に郵送されてきております。東京では都心に限らず、普通の住宅地でも供給不足のせいか、地価が強含みで推移していることが実感されます。そして何よりも、一人暮らしをし始めた和奏の大学生活ぶりを、この目でしっかりと見てみたいというのが今の心境です。下町と言うよりはファミリー層で賑わう商店街近くの一画にあるマンションライフをどのように楽しんでいるか、興味津々と言ったところです。大学を含めたキャンパス全体の雰囲気にも興味がそそられます。小生が大学生だった頃の環境(学園紛争等があり、学生集会や立て看板が林立していたりして騒然としていました。)とは様変わりしているかと思いますが、4年間(こちらとしては、そのつもりですが)の大学生活で何を学び、どんな人生設計を描いていくのか、間近で垣間見ることはできないものの温かく見守ってやりたいです。

さて、トランプ2.0政権がスタートして100日が経過しました。政界でいうところの「ハネムーン」期間が過ぎましたが、2期目のトランプ大統領の特徴を一言で言えば「狂信的なナルシスト」と評することが出来そうです。世界の片隅で自己満足的に過ごすのであれば、実害もなく寛恕することも可能でしょうが。衰えつつあるとはいえ、依然として世界最大の超大国であることは変わらず、「自国ファースト」ということで、いきなり一方的に高関税を課す等、世界的に不安と脅しをかけるという手法がまかり通っております。とはいえ、ドル安、株価の急落、債券安のトリプル安という強烈な「しっぺ返し」を受けて、朝令暮改というお粗末な対応に追われるといった状況を呈しております。相対的に中国やロシアといった強権・独裁的な国家が漁夫の利を得ているような逆転現象まで起きています。まだしばらくは先が読めない、暴風雨圏内で悪戦苦闘することになりますが、今こそ、日本が戦後の自由貿易体制を始めとする民主的、先進的な諸制度を擁護・発展させるリーダーシップの役割を果たすチャンスと責務に期待したいところです。

追伸。先週の土曜日、10数年ぶりの中学3年当時の同級会がありました。1年遅れの喜寿を記念しての集まりでした。55人クラスのうち、既に6~7人が他界しておりましたが、13人の参加でした。久方ぶりでしたが直ぐに打ち解け楽しい一時を過ごすことが出来ました。参加した人は全員が快活で、何らかの形で働いていたり、ボランティア活動に勤しんでいたり、生き甲斐が健康の秘訣であることが分かりました。流石に、バリバリの現役はほとんど小生だけで、秘かに自信を持った次第でした。

《 和奏・遼真通信 》

和奏は、講義の履修登録が済み本格的な授業が始まっているとのこと。予想(期待)していた講義内容になっていると良いのですが。炊事、洗濯、掃除等といった一人暮らしに戸惑いつつも、反面、慣れてきているようでもあり、まずまずの大学生活のようです。きちんと食事をしているのかどうか心配ですが、東京で再会した折に、じっくりとその辺りの感想を聞いてみたいものです。

一方、2年生に進級した遼真は身長が昨年夏からぐんと伸び、160cmを超えてクラス内でも真ん中あたりへと急成長したとのこと。今年から体育祭が秋から5月の連休明け翌週に変更となり、今は男女別クラス全員での大縄跳び等の練習や、陸上部でのトレーニングにと体をたくさん動かして頑張っているようです。

(令和7年5月1日 所長 橋本)

